

## 新型コロナウイルス感染症

# 市独自支援を拡大

国の緊急事態宣言の延長に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業況が悪化した飲食業を営んでいる方に対し、事業の継続と雇用の継続を支援するため給付金を増額しました。また、感染防止対策を行いながら、市民生活に必要な事業（宿泊業、理美容業、公衆浴場、病院、診療所、調剤薬局、柔道整復業、あん摩業、タクシ―事業、バス事業）を営んでいる方を対象とした給付金の支給を開始しています。各給付金の申請には、対象要件などがありますので、詳細は市ホームページをご確認いただくか、各担当までお問い合わせください。

### 増額

## 飲食店等支援給付金

(詳細) 商工労働課 ☎ 381-1023

**対象店舗** ※次の要件を全て満たすこと

- ① 令和2年2月1日以前から継続して江別市内にある飲食店等で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、業況が悪化している
  - ② 「飲食店営業許可証」または「喫茶店営業許可証」がある
  - ③ 店内に飲食スペースとして常設のテーブル(またはカウンター)と椅子があり、飲食物を販売している
- ※卸・小売業者支援給付金との併給はできません

**給付額** 1店舗あたり30万円(10万円の増額)  
※当初20万円申請していただいた店舗へは10万円を追加で支給済みです

**提出期限** 8/31(月)必着

### 新規

## 宿泊事業者支援給付金

(詳細) 観光振興課 ☎ 381-1091

**対象事業者** ※次の要件を全て満たすこと

- ① 旅館業法による旅館、ホテル、簡易宿所、下宿及び住宅宿泊事業法による民泊の用に供する住宅で宿泊事業を行う法人又は個人事業主
  - ② 令和2年4月16日時点及び申請日時点において市内で宿泊事業を営んでいる
  - ③ 営業を行うにあたり、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、適切な感染防止対策を実施している
- ※卸・小売業者支援給付金との併給はできません

**給付額** 1施設あたり10万円

**提出期限** 9/30(水)必着

### 主な支援制度の一覧はこちら

国・北海道・江別市などの主な支援制度を掲載しています。各種支援制度の詳細については市ホームページをご覧ください。

個人向け支援制度 ▶



事業者向け支援制度 ▶



## 卸・小売業者支援給付金

(詳細) 商工労働課 ☎ 381-1023

### 継続

**対象事業者** ※次の要件を全て満たすこと

- ① 令和2年2月1日以前から継続して事業を営んでいる卸・小売業者で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、業況が悪化している
- ② 江別市内に本社があり、市内で事業を営んでいる

**給付額** 1事業者あたり10万円

**提出期限** 8/31(月)必着 ※他の支援給付金との併給不可

## 特別定額給付金の申請

8/11  
まで

特別定額給付金の申請期限は、8月11日(火)までとなっております。申請がお済みでない方は、期限までに忘れずに申請してください。※申請方法は郵送またはオンライン申請になります

(詳細) 江別市コールセンター ☎ 0570-003-692



## ※ 医療機関等支援給付金

(詳細) 健康福祉部地域医療担当 ☎ 385-4600

新規

**対象事業者** ※次の要件を全て満たすこと

- 令和2年4月16日時点において、市内で病院、診療所、調剤薬局、柔道整復業、あん摩業などを開設し、北海道知事の許可・届出がある
  - 令和2年4月16日から申請日までの間において、当事業を行っている
  - 当事業を行うにあたり、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、適切な感染防止対策を実施している
- ※卸・小売業者支援給付金との併給はできません

**給付額** 病院 300万円  
 診療所 20万円 (入院患者がいる場合 50万円)  
 薬局・施術所など 1店舗あたり 10万円

**提出期限** 8/31(月)必着



## 理美容業支援給付金

(詳細) 企業立地課 ☎ 381-1087

新規

**対象店舗** ※次の要件を全て満たすこと

- 令和2年4月16日時点において、市内で理容所または美容所を開設し、北海道知事に届け出ている(市内の既存の理美容所を賃借して定期的に理美容業を行っている場合も可)
  - 令和2年4月16日から申請日までの間において、市内で理美容業を行っている
  - 営業を行うにあたり、新型コロナウイルス感染症に対する適切な感染防止対策を実施している
- ※卸・小売業者支援給付金との併給はできません

**給付額** 1店舗あたり 10万円

**提出期限** 9/30(水)必着



## 一般旅客自動車運送事業者支援給付金※

(詳細) 政策推進課公共交通担当 ☎ 381-1295

新規

**対象事業者** ※次の要件を全て満たすこと

- 令和2年4月1日時点において、道路運送法第4条に規定する許可を受けている
  - 事業計画に基づき、市内に事業所を置いている
  - 継続的に当該事業を営んでおり(一時的な休止を含む)、申請日以後においても事業継続の意思がある
  - 営業を行うにあたり、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、適切な感染防止対策を実施している
- ※卸・小売業者支援給付金との併給はできません

**給付額** 法人事業主(登録車両2台以上) 20万円  
 法人事業主(登録車両1台) 10万円  
 個人事業主 10万円

**提出期限** 9/30(水)必着



## 公衆浴場支援給付金

(詳細) 商工労働課 ☎ 381-1023

新規

**対象事業者** ※次の要件を全て満たすこと

- 令和2年4月16日時点において、市内に公衆浴場を設置し、北海道知事の営業許可を受けている
  - 令和2年4月16日から申請日までの間において、市内で公衆浴場を営んでいる
  - 営業を行うにあたり、新型コロナウイルス感染症に対する適切な感染防止対策を実施している
- ※卸・小売業者支援給付金との併給はできません

**給付額** 1施設あたり 10万円

**提出期限** 9/30(水)必着

## 国民健康保険税・介護保険料 後期高齢者医療保険料の減免

新規

(詳細) 国民健康保険…国保年金課 ☎ 381-1028  
 介護保険・後期高齢者医療保険…医療助成課 ☎ 381-1403

新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯や、主たる生計維持者の事業収入等(事業・不動産・山林・給与収入)の減少が見込まれ、かつ、次の①～③(※介護保険は①②)のすべてに該当する世帯は申請により、保険税(料)が減免されます。

詳細は市のホームページに掲載するほか、申請方法などはお問い合わせください。

▼対象世帯 ※申請前に詳細はお問い合わせください

- 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償額等により補填されるべき金額を控除した額)が、前年の当該事業収入等の10分の3以上である
- 減少することが見込まれる主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である
- 主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下である